

Title	福島正夫編『明治民法の制定と穂積文書』：「法典調査會穂積陳重博士關係文書」の解説・目録および資料
Sub Title	M. Fukushima (ed.) : The codification of the Japanese civil code (1898) and Dr. Hozumi's documents
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1956
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.29, No.10 (1956. 10) ,p.67- 69
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19561015-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

福島正夫編

『明治民法の制定と穂積文書』

—「法典調査會 穂積陳重博士關係文書」の解説・目錄および資料—

周知のごとく、明治民法はポアソナードを中心として編纂せられた舊民法施行延期の後を承け、日本人のみによつて作られ、施行された最初の民法典である。それは明治二十六年三月以來、五年有半の歳月を費し、穂積陳重、富井政章、梅謙次郎等の起草委員を中心とし、法典調査會關係者が心血をそいで完成した彫心縷骨の所産であつたといつていい。こうした明治民法制定過程の研究は、岩田新博士の「日本民法史」（昭和三年刊）以來、多くの學者により、あるいは全般的な通史に、あるいは部分的な特殊問題に數々の勞作が編まれてきた。しかし、そうした研究も、いままお、遺憾ながら十分な成果をあげるに至らず、立法過程の詳細な解明はほとんど未開拓のまま今日におよんでいる。その最大の原因は多くの立法資料が散佚して行方がわからず、また、その所在の判明していた分につ

紹介と批評

いても、それが容易に参照しうる状態におかれていなかったためであつた。明治民法編纂資料は、もちろん三起草委員をはじめ法典調査會關係委員のところに、舊司法省に所蔵されていた筈である。梅博士の所蔵されていた資料は、明治の末、東京帝國大學法學部に寄贈されたが、當時、明治民法史研究の氣運いまだ勃興せず、ほとんど利用されざるまま空しく關東大震災のため烏有に歸し、富井博士の文書もやはり陽の目をみることなく、災禍によつて消滅した。其他の委員關係の文書については、その消息が全く知られていない。ただ司法省所蔵の文書のみは、昭和十年乃至十四年の頃、日本學術振興會が同省所有の明治時代の主要立法資料をタイプ印刷にて覆刻した際、ほとんど全部複寫され、その原本の大部分が戰災によつて失われた今日、貴重な副本として残つている。しかし、明治民法に關する司法省所蔵文書は、親族、相續兩編に關する本會議と整理會議の速記録が大部分であつて、其他の關係資料はきわめて少なく、かならずしも十分完備した資料とはいえない。これだけでも、もちろん貴重な資料ではあるが、その副本の配布先がわずか數か所（法務圖書館、東大、京大、東北大、九州大、早大及び本塾法學部等）に限定されているため（とくに終戦前はその副本全部が「秘」の取扱いを受け公表が禁ぜられていた）、餘り廣く利用されていない。親族、相續編の本會議の速記録だけについては、その複寫に先立ち、昭和七、八年頃、巖松堂から謄寫印刷本が公刊され、むしろこの方が多く利用されている。

このように、明治民法編纂關係資料は親族、相續編の會議速記録の類を別にして、他に参照しうるものがほとんどなく、研究者に取

つては寔に隔靴搔痒の感を抱かせていたのである。先般、くしくも震災をまぬかれた穂積陳重博士舊蔵の膨大な文書が、東京大學法學部に寄贈され、斯界のエキスパートである福島正夫教授によつて整理され、學界に提供されんとしていることは、いうなれば正に早天に慈雨の思いがする。「明治民法の制定と穂積文書」は、同資料の目録とその解説を、一部資料の覆刻を兼ねて出版されたものである。

本書は、解説、目録、資料の三編に分かれている。

解説編は、主として福島教授の筆に成るものと思われるが、「總説」と資料「各部の解説」に分かれ、總説では、資料の由來、資料の整理、資料の地位と意義の説明がなされている。明治民法は單獨起草合議定案の方法によつてゐるから、約三分の一に當る部分は、穂積博士が直接に起草された筈であり、その點に關する限り穂積文書は完璧な資料を取揃えているわけである。編者は「穂積文書だけの現存は、結局この一番肉與的な發想と審議が大體三分の一しか分らないということに歸着する。……とはいへ、もし穂積文書がなかつたならば……起草委員における民法草案成立の具體的な過程はすべて永遠の謎のうちに閉ざされねばならなかつたであらう。……ところが、眞に幸いにも、穂積文書の現存によつて、全條文のおよそ三分の一および民法典編纂方針に關する重要な文書等がその最初の原稿から知られる可能性が與えられたのである。そしてこれらは、その他(三分の二)の部分についても、有力な推測の足場を提供す

ることとなる」(六一七頁)といわれている。梅、富井兩博士の文書が永久に失われた今日、穂積文書の出現を、われわれは眞に祝福せずにはおられない。

總説の末尾には、「明治三十一年民法編さん過程表」が附されているが、編纂過程の俯瞰圖として寔に便利である。

「各部の解説」には、十一の部門に分けられた資料の各部分について、周到綿密な考證がなされている。その大部分は、資料解題のわく内に制約されつつも、從來公表されているいかなる文献よりも詳細な一種の明治民法編纂史となつてゐる。

凡そ、資料の價値は、その位置づけによつて左右される。前に述べた日本學術振興會の覆刻事業は、司法省所蔵の文書類りを、何等の整理をも加えざるまま、複寫したので、同一文書の重複、舊民法、明治民法關係文書の混交など、かなり錯雜しており、惜しくも利用價値が著しく減殺されている。穂積文書は、その整理に最適任者を得、きわめて整然たる排列が行われているようである。縁の下の力もちともいふべき困難な作業をなしとげられた福島教授及びその協力者の人々に、心からの敬意を表したい。

末尾に附表として掲載されている「民法原案起草分擔表」は編者が主として本文書により三起草委員の分擔部分を推定の上、作成されたものである。從來、平野義太郎氏によつて親族、相續の二編のぞく前三編の部分については一應の推定が行われていたが、今般、民法全編についての分擔の推定が行われたわけである。將來、これ以上の確實度をもつた推定は、おそらく不可能であり、その最終決定版といつてもいい。

目錄編には、各文書の體裁と内容が詳細に示されている。その豊富な内容をみるにつけ、穂積博士非擔當部分に關する資料（梅、富井兩博士の文書中に含まれていたと思われる）の缺除が、いまだ一層惜しまれる。また、舊民法關係の貴重な草案類の若干が含まれているのが注意をひく。さらに入會權に關する調査書がかなりの分量含まれているが、將來、この方面の研究に有益な材料となるであらう。

資料編には、本文書の中で基礎的資料と思われるものの若干が、原文のまま覆刻されている。すなわち、法典調査規程、法典調査規程理由書（以上何れも三起草委員作成案）、法典調査規程（内閣送第三號）、法典調査の方針、改正法典調査規程、會議進行に關する申合規則、乙號議案（起草委員が豫め調査會の承認をうるため提出した議案—手塚註）、議席見取圖、編別目次假案、前三編議會提出理由説明草稿等の文書及び穂積文書ではないが、陳重博士夫人歌子氏の日記から法典調査會關係記事を抄録したものが掲載されている。

○

穂積文書の寄贈を契機として、東京大學法學部内には我妻榮教授を中心とする「民法成立過程研究會」が結成され、本文書の整理および本書の公刊も、その事業の一部としてなされたものである。近き將來かならずや見事な成果を世に送られることであらう。また、本書の序文に、我妻教授が「民法の研究に従事する學徒に對して、民法成立の歴史に關心をもちこの文書を利用されることを希望する」

紹介と批評

といわれるごとく、さらに多くの人々が本文書を利用し、明治民法制定史の研究に飛躍的發展をもたらし、あるいはすくなくとも前三編は現行法である明治民法の註釋學的研究に一層のふかみを加えることを確く信じて疑わない。その際、本書はもつとも有力なガイドブックの役割を果すことであらう。否、本書なしに、歴大な文書と取組むことは到底不可能と考えてよからう。また、穂積文書の直接の利用までは考えない人々に取つても、本書の解説編は、明治民法編纂史研究の最高水準を示すものとして正に一讀の價値がある。廣く民法に關心を寄せる人々に、本書をおすすめる次第である。

なお、本文書の重要部分および明治民法關係以外の穂積博士舊藏資料についても、將來公刊の豫定と聞くが、一日も早く實現されることを期待したい。（有斐閣發賣 頒價二五〇圓）（手塚 巖）

Dr. Fritz Baur:

Freiwillige Gerichtsbarkeit

1. Buch, Allgemeines Verfahrensrecht, 1955,

Mohr.

フリッツ・バウル著「非訟事件」

（第一卷 手續法總論）

（一）

一 最近三十年間の獨逸における社會的變動は、本來非訟事件に